

こんごう

富田林民主商工会
〒584-0036
富田林市甲田6-1-51
電話 0721-25-2233
FAX 0721-25-2830
HP ton-min@ton-min.jp



民商無料法律相談(要予約)

- 4月27日(水)午後5時から(予定)
- 担当:岩嶋弁護士(南大阪法律事務所)

春の拡大運動は、まだまだ続く 共済で助け合う民商

共済とは、体ひとつで仕事をしている中小の自営業者が助け合う制度です。休む事が出来ない自営業者は無理をする事が多く、病院にもなかなかいきません。現在の医療では早期発見で助かる命が数多くあります。そのためには、定期的な健診が必要です。民商の共済会では年に一度、健康診断を行っています。早期発見で助かった命もあります。



その他にも、入院見舞金や安静加療など様々な制度があります。まだ未加入の方は、是非、加入してください。民商の助け合いに参加しませんか？

※詳しい内容は裏面をご参照下さい。

春の拡大運動で 会員500名達成

消費税増税反対・マイナンバー導入中止を目標の中心に据えて頑張った、今年の春の運動の結果は会員23名、読者75名の方が増えました。(3月22日現在)その結果、500名の大台を回復することができました。また、確定申告時に訴えていた「消費税署名」1,957筆「戦争法廃止署名」1,398筆、「子どもの医療費の年齢枠拡充署名」630名などたくさんの協力をいただきました。昨年の4月からの一年で見ても読者は117-100で17人の増加、会員は38-39で1名減ですが、まだまだ3月末までチャンスがあります。増勢にするにはあと2名です。増勢への手ごたえが感じることのできる運動を造りだしつつあると言えます。今年5月に大阪で20年ぶりの全商連総会があります。春の運動で読者拡大目標を98名としてのこりの23名を今月中にやりあげるために、ふたたび会員のみなさんに声かけをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

来年4月から介護保険制度が変わります

要支援1・2の判定者に対し、訪問介護と通所サービスが従来の介護保険サービスからボランティアや住民による事業に移行することが決まっています。

●要介護1

食事や排泄はほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さが見られることが多い。

●要介護2

食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱はなんとかができる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。

それぞれの行政区では、それに向かって準備を行っていますが現在、介護事業所ではなくケアマネージャー中心に説明会を行っています。はっきりしているのは本人と家族へのサービス低下と自治体への負担増です。国がその責任をなげすめている結果です。富田林社会保障推進協議会の一員として民商も加盟していますので、ご本人が介護をしてほしい、身内で介護が必要とされる方は、要望があれば事務局へ連絡ください。

強者求む！ 参加者募集

腕相撲祭り 開催決定！

南河内の民商が集まり、青年部主催の「腕相撲祭り」を開催します。当日は、各民商の青年部が飲食ブースも出展します。ご家族でも十分に楽しめます。

入賞者には景品あり。申し込みはお早目に。



開催日: 2016年4月17日(日)

場 所: 富田林市民会館(中ホール)

午前9時30分エントリー

午後4時終了予定

民商まで、ご連絡下さい！

TEL: 0721-25-2233